別表2

地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用(令和7年4月1日現在)

*広域で委員会等を設置している場合は、当該委員会等の備考欄に必ず 広域 と記入してください。

	"四次で安貞五寸で改造している物目は、当成安貞五寸の開う間に近り 四次 これ八していたい。					
	委員会、委員名	委員総数(人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員割合(%)	備考	
1	教育委員会	5	2		教育総務課	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	住民人権課	
3	人事委員会					
4	監査委員	2	0		総務財政課	
5	農業委員会	17	4	23.5	環境農林課	
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	総務財政課	
	広域でない委員会の委員数合計	31	6	19.4		
	広域の委員会の委員数合計	0	0			

^{*}設置していない委員会がありましたら「委員総数」及び「うち 女性委員数」に「0」を記入してください。

広域でない委員会等

<u> </u>					
委員会等数	5				
うち 女性委員のいる委員会数	2				

広域の委員会等

委員会等数	0
うち 女性委員のいる委員会数	0

記入上の注意

- 1. 複数市区町村にまたがる広域の委員会等については、当該委員会等の事務局が所在する市区町村が全委員分をまとめて記入し、備考欄に広域と明記してください。
- 2. 事務局が管内に所在しない市区町村では、当該委員会等に管内出身の委員等が含まれる場合でも、都道府県単位で集計する際に人数が重複してしまうことを避けるため、記入しないでください。